



施設目	店舗名
-----	-----

2019年3月2日~2021年2月28日までに開店した店舗において、2020年3月及び2021年3月の売上が休業または営業時間短縮等の実施により、通常期の売上高と乖離している店舗用

○特例措置を希望する理由

愛知県感染防止対策協力金 (3/7~3/21実施分) の交付申請にあたり、以下の理由により2020年3月及び2021年3月の売上高の参照が困難なため、特例措置の適用を希望します。また、記載事項について虚偽はありません。

【2020年3月及び2021年3月の売上高の参照が困難な理由】

記載例：対象店舗「■■■■」は、2020年4月1日に開店しており、2020年3月の売上高が参照できない。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2021年1月1日から3月31日まで休業したため、2021年3月の売上高は、通常期の売上高と乖離している。

申請店舗の 開店日	年 月 日
--------------	-------

(作成日) 令和 年 月 日

(申請書に記載の代表者の氏名)

手順1:

参照期間の1日あたりの飲食事業(宅配、テイクアウト、飲食事業以外に含まれる飲食売上等を除く)における売上高(税抜)はいくらですか? 参照期間の日数は、開店日~2021年2月28日までの定休日を含む日数です。  
※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り、小数点以下を切り上げて税抜売上げ高を算出してください。

※宅配売上、テイクアウト売上、宿泊費やブライダル費等に含まれる飲食売上、指名料・同伴料等の飲食売上以外の売上は除いてください。

参照期間の売上高 円(税抜)	÷	参照期間の日数 日	=	<b>ア</b>	参照期間の1日あたり売上高単価 1円未満の端数切上 円(税抜)
-------------------	---	--------------	---	----------	---------------------------------------

手順2:

協力金1日あたりの支給単価を計算しましょう。

- 【時短1】と【時短2】のうち、選択した方の枠内を記入してください。  
要請期間中にあいスタ認証を取得した店舗で、認証時から【時短2】に変更した場合は、両方の枠内に記入してください。  
あいスタ非認証店(その他の店)は【時短1】に記入してください。
- 時短協力日数は、最大15日となります。
- 【時短2】を選択できるのは、あいスタ認証店(かつ従前の営業時間が午前5時から午後9時を越えている店舗)のみです。

**【時短1】**

午前5時から午後8時までの営業時間短縮  
かつ酒類の提供を取り止めた場合

「ア」の金額が7万5,000円以下の店舗

協力金の1日あたりの支給単価は、

イ	30,000円	です。
---	---------	-----

「ア」の金額が7万5,000円超の店舗

「ア」の金額 × 0.4 =  円

→ 1,000円未満切上 → **ウ**  円

※10万円を超える場合は、100,000円(上限)

**手順3:** 支給額を計算しましょう。

「イ」又は「ウ」 の金額	×	時短協力日数① <input style="width: 50px;" type="text"/> 日	=	★1	<input style="width: 50px;" type="text"/> 円
-----------------	---	---	---	----	---

**【時短2】**

午前5時から午後9時までの営業時間短縮(酒類  
の提供は午前11時から午後8時まで)した場合

「ア」の金額が8万3,333円以下の店舗

協力金の1日あたりの支給単価は、

イ	25,000円	です。
---	---------	-----

「ア」の金額が8万3,333円超の店舗

「ア」の金額 × 0.3 =  円

→ 1,000円未満切上 → **ウ**  円

※7万5千円を超える場合は、75,000円(上限)

**手順3:** 支給額を計算しましょう。

「イ」又は「ウ」 の金額	×	時短協力日数② <input style="width: 50px;" type="text"/> 日	=	★2	<input style="width: 50px;" type="text"/> 円
-----------------	---	---	---	----	---

要請期間中にあいスタ認証を取得した店舗が認証時点から【時短2】に変更した場合は、★1の金額と★2の金額を足してください。

★1	<input style="width: 50px;" type="text"/> 円	+	★2	<input style="width: 50px;" type="text"/> 円	=	★3	<input style="width: 50px;" type="text"/> 円
----	---	---	----	---	---	----	---



施設目	店舗名
-----	-----

2019年3月2日~2021年2月28日までに開店した店舗において、2020年3月及び2021年3月の売上高が休業または営業時間短縮等の実施により、通常期の売上高と乖離している店舗用

○特例措置を希望する理由

愛知県感染防止対策協力金 (3/7~3/21実施分) の交付申請にあたり、以下の理由により2020年3月及び2021年3月の売上高の参照が困難なため、特例措置の適用を希望します。また、記載事項について虚偽はありません。

【2020年3月及び2021年3月の売上高の参照が困難な理由】

記載例：対象店舗「■■■■」は、2020年4月1日に開店しており、2020年3月の売上高が参照できない。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2021年1月1日から3月31日まで休業したため、2021年3月の売上高は、通常期の売上高と乖離している。

申請店舗の開店日	年 月 日	(作成日) 令和 年 月 日
		(申請書に記載の代表者の氏名)

**手順1:** 参照期間の1日あたりの飲食事業(宅配、テイクアウト、飲食事業以外に含まれる飲食売上等を除く)における売上高(税抜)はいくらですか? 参照期間の日数は、開店日~2021年2月28日までの定休日を含む日数です。  
 ※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り、小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

参照期間の売上高 円(税抜)	÷	参照期間の日数 日	=	<b>ア</b>	参照期間の1日あたり売上高単価 1円未満の端数切上 円(税抜)
2022年3月の売上高 円(税抜)	÷	31日	=	<b>イ</b>	2022年3月の1日あたり売上高単価 1円未満の端数切上 円(税抜)

※宅配売上、テイクアウト売上、宿泊費やプライダル費等に含まれる飲食売上、指名料・同伴料等の飲食売上以外の売上は除いてください。

**手順2:** 協力金1日あたりの支給単価を計算しましょう。

- 【時短1】と【時短2】のうち、選択した方の枠内を記入してください。  
要請期間中にあいスタ認証を取得した店舗で、認証時から【時短2】に変更した場合は、両方の枠内に記入してください。  
あいスタ非認証店(その他の店)は【時短1】に記入してください。
- 時短協力日数は、最大15日となります。
- 【時短2】を選択できるのは、あいスタ認証店(かつ従前の営業時間が午前5時から午後9時を越えている店舗)のみです。

**【時短1】**  
午前5時から午後8時までの営業時間短縮  
かつ酒類の提供を取り止めた場合

「ア」-「イ」の金額 × 0.4 =  円

→ 1,000円未満切上 → **ウ**  円  
※20万円を超える場合は、200,000円(上限)

**手順3:** 支給額を計算しましょう。

「ウ」の金額 × 時短協力日数① = **★1**  円

**【時短2】**  
午前5時から午後9時までの営業時間短縮(酒類の提供は午前11時から午後8時まで)した場合

「ア」-「イ」の金額 × 0.4 =  円

→ 1,000円未満切上 → **ウ**  円  
※20万円を超える場合は、200,000円(上限)

**手順3:** 協力金1日あたりの支給単価の上限額を計算しましょう。  
「ア」の金額 × 0.3 = **エ**  円 ※1,000円未満切上

**手順4:** 支給額を計算しましょう。  
「ウ」または「エ」のうちいずれか低い方の金額 × 時短協力日数② = **★2**  円

要請期間中にあいスタ認証を取得した店舗が認証時点から【時短2】に変更した場合は、★1の金額と★2の金額を足してください。

★1  円 + ★2  円 = ★3  円



施設目	店舗名
-----	-----

## 2021年3月1日~2022年2月28日に開店した店舗用

申請店舗の 開店日	年 月 日
--------------	-------

**手順1:** 参照期間の1日あたりの飲食事業(宅配、テイクアウト、飲食事業以外に含まれる飲食売上等を除く)における売上高(税抜)はいくらですか? 参照期間の日数は、開店日~2022年2月28日までの定休日を含む日数です。

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り、小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

※宅配売上、テイクアウト売上、宿泊費やプライダル費等に含まれる飲食売上、指名料・同伴料等の飲食売上以外の売上は除いてください。

参照期間の売上高 円(税抜)	÷	参照期間の日数 日	=	<b>ア</b>	参照期間の1日あたり売上高単価 1円未満の端数切上 円(税抜)
-------------------	---	--------------	---	----------	---------------------------------------

**手順2:** 支給額を計算しましょう。

- 【時短1】と【時短2】のうち、選択した方の枠内を記入してください。  
要請期間中にあいスタ認証を取得した店舗で、認証時から【時短2】に変更した場合は、両方の枠内に記入してください。  
あいスタ非認証店(その他の店)は【時短1】に記入してください。
- 時短協力日数は、最大15日となります。
- 【時短2】を選択できるのは、あいスタ認証店(かつ従前の営業時間が午前5時から午後9時を越えている店舗)のみです。

**【時短1】**  
午前5時から午後8時までの営業時間短縮  
かつ酒類の提供を取り止めた場合

「ア」の金額が7万5,000円以下の店舗

協力金の1日あたりの支給単価は、30,000円です。

30,000円 ×	時短協力日数①	日
=		★1 円

「ア」の金額が7万5,000円超の店舗

「ア」の金額	× 0.4
=	
1,000円未満切上 ※10万円を超える場合は、100,000円(上限)	
<b>イ</b>	1日あたりの支給単価
円	

「イ」の金額	×	時短協力日数①	日
=		★1 円	

**【時短2】**  
午前5時から午後9時までの営業時間短縮(酒類  
の提供は午前11時から午後8時まで)した場合

「ア」の金額が8万3,333円以下の店舗

協力金の1日あたりの支給単価は、25,000円です。

25,000円 ×	時短協力日数②	日
=		★2 円

「ア」の金額が8万3,333円超の店舗

「ア」の金額	× 0.3
=	
1,000円未満切上 ※7万5千円を超える場合は、75,000円(上限)	
<b>イ</b>	1日あたりの支給単価
円	

「イ」の金額	×	時短協力日数②	日
=		★2 円	

要請期間中にあいスタ認証を取得した店舗が認証時点から【時短2】に変更した場合は、★1の金額と★2の金額を足してください。

★1 円	+	★2 円	=	★3 円
------	---	------	---	------



# 2021年3月1日~2022年2月28日に開店した店舗用

申請店舗の 開店日	年 月 日
--------------	-------

## 手順1:

参照期間の1日あたりの飲食事業(宅配、テイクアウト、飲食事業以外に含まれる飲食売上等を除く)における売上高(税抜)はいくらですか? 参照期間の日数は、開店日~2022年2月28日までの定休日を含む日数です。  
 ※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り、小数点以下を切り上げて税抜売上げ高を算出してください。

参照期間の売上高 円(税抜)	÷	参照期間の日数 日	=	<b>ア</b>	参照期間の1日あたり売上高単価 1円未満の端数切上 円(税抜)
2022年3月の売上高 円(税抜)	÷	31日	=	<b>イ</b>	2022年3月の1日あたり売上高単価 1円未満の端数切上 円(税抜)

※宅配売上、テイクアウト売上、宿泊費やブライダル費等に含まれる飲食売上、指名料・同伴料等の飲食売上以外の売上は除いてください。

## 手順2:

支給額を計算しましょう。

- 【時短1】と【時短2】のうち、選択した方の枠内を記入してください。  
要請期間中にあいスタ認証を取得した店舗で、認証時から【時短2】に変更した場合は、両方の枠内に記入してください。  
あいスタ非認証店(その他の店)は【時短1】に記入してください。
- 時短協力日数は、最大15日となります。
- 【時短2】を選択できるのは、あいスタ認証店(かつ従前の営業時間が午前5時から午後9時を越えている店舗)のみです。

### 【時短1】

午前5時から午後8時までの営業時間短縮  
かつ酒類の提供を取り止めた場合

「ア」-「イ」の金額	×0.4=	円
→ 1,000円未満切上 ※20万円を超える場合は、 200,000円(上限)	<b>ウ</b>	円
「ウ」の金額	×	時短協力日数① 日
= <b>★1</b>		円

### 【時短2】

午前5時から午後9時までの営業時間短縮(酒類  
の提供は午前11時から午後8時まで)した場合

「ア」-「イ」の金額	×0.4=	円
→ 1,000円未満切上 ※20万円を超える場合は、 200,000円(上限)	<b>ウ</b>	円
「ア」の金額	×0.3=	<b>エ</b> 円
		※1,000円未満切上
「ウ」または「エ」のうち いずれか低い方の金額	×	時短協力日数② 日
= <b>★2</b>		円

要請期間中にあいスタ認証を取得した店舗が認証時点から【時短2】に変更した場合は、★1の金額と★2の金額を足してください。

<b>★1</b>	円	+	<b>★2</b>	円	=	<b>★3</b>	円
-----------	---	---	-----------	---	---	-----------	---